平成２２年（フ）第１８１号
滋賀県彦根市開出今町2054番地　101号
破産者　中村　崇顕
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１９５号
滋賀県彦根市戸賀町42番地１
破産者　林　　章夫
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第８８３２号
大阪府松原市阿保２丁目44番地　401号
破産者　井田　展子
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３４８号
大阪市淀川区塚本４丁目16番56号
破産者　松宮貞子こと　朴　　貞妹
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０５８号
堺市南区赤坂台６丁14番６―306号
破産者　藤田　豊久
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７５４号
大阪市平野区加美東２丁目９番11号　フェリーチェ加美401号
破産者　筒井　光則
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７９６号
大阪府枚方市尊延寺５丁目13番50号
破産者　武部　光男
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７６７号
大阪府高槻市松が丘３丁目24番18号
破産者　出口三千代
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１４２号
大阪府豊中市上新田２丁目24番25―303号
破産者　植田　芳照
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３０１号
大阪市平野区喜連４丁目13番３―113号、事業所所在地大阪市平野区喜連東５―15―12
破産者　よし家こと　大垣内良則
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４３０号
大阪市平野区加美正覚寺３丁目11番３―704号
破産者　井上　　弘
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５６３号
大阪府豊中市桜の町３丁目17番２号
破産者　河野　文雄
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７０１号
大阪府茨木市五十鈴町20番12号
破産者　馬場　綾子
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７２８号
大阪府高槻市上土室２丁目12番１―609号
破産者　岡田　卓也
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５１号
大阪府松原市田井城２丁目１番17号、前住所大阪府堺市美原区多治井232番地213
破産者　當麻　公人
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３４７号
堺市堺区宿屋町西３丁１番27―303号
破産者　今井　　昭
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３５３号
堺市南区茶山台２丁３番26―203号
破産者　飯田　實行
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３１６号
広島市東区戸坂千足２丁目５番13―304号
破産者　山上　博巳
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５９９号
広島市安佐北区白木町大字市川1586番地の８
破産者　竹下　徹夫
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６１７号
札幌市西区西野７条１丁目３番10号
破産者　藤田　文博
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部